

日医発第 1601 号（地域）（健Ⅱ）
令和 6 年 12 月 19 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事
笹本 洋一
（公印省略）

外来感染対策向上加算等を引き続き算定する医療機関との医療措置協定の締結に向けた協議実施について

今般、厚生労働省等より各都道府県衛生主管部（局）宛標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、令和 6 年度の診療報酬改定において、感染対策向上加算 1、2 及び 3 又は外来感染対策向上加算の施設基準の要件とされた感染症法の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機又は第二種協定指定医療機関（新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うことを内容に含む医療措置協定を都道府県知事と締結した医療機関）であることについて、本年 3 月 31 日において現にこれらの加算の届出を行っている保険医療機関は、同指定を受けていなくとも基準を満たしているとみなすとする経過措置が本年 12 月 31 日に終了することを踏まえ、医療機関と都道府県との間での本年 12 月中の医療措置協定の締結に向けた協議実施を促すものです。

協定指定医療機関であることの施設基準の要件を満たした届出を、保険医療機関が所在する都道府県を管轄する地方厚生局各事務所に行った場合は、届出を行った日の翌月 1 日（月の最初の開庁日に届出を行った場合は、当月 1 日）から算定可能となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン：
[令和 5 年 6 月 6 日付日医発第 509 号（地域）（健Ⅱ）](#) 参照

事務連絡
令和6年12月11日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来感染対策向上加算等を引き続き算定する医療機関との
医療措置協定の締結に向けた協議実施について（依頼）

外来感染対策向上加算について、令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であることの基準を、令和6年12月31日までの間に限り、満たしているものとみなされている。

また、感染対策向上加算について、令和6年3月31日において現に感染対策向上加算1、2の届出を行っている保険医療機関については、それぞれ感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であることの基準を、令和6年3月31日において現に同加算3の届出を行っている保険医療機関については、感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は同項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であることの基準を、令和6年12月31日までの間に限り、満たしているものとみなされている。

当該経過措置については、令和6年12月31日に終了となるが、施設基準の要件を満たした届出を、保険医療機関が所在する都道府県を管轄する地方厚生局各事務所に行った場合は、届出を行った日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出を行った場合は、当月1日）から算定可能となっているため、引き続き、外来感染対策向上加算又は感染対策向上加算の算定を検討している管下の医療機関と貴都道府県との間で、令和6年12月中に医療措置協定の締結に向けた協議を実施されたい。

以上